



## 1 給特法の一部改正（令和7年6月）

令和7年6月の給特法の一部改正により、教職員の健康・福祉の確保に向けた「業務量管理・健康確保措置実施計画」を各教育委員会において令和7年度末までに策定することが義務化された。また令和8年度からは、総合教育会議にも進捗状況等を報告するなど、知事部局とも連携を図りつつ、計画を遂行していくことが求められることとなった。

【国が掲げる目標（一部抜粋）】※令和11年度までに

- 1箇月の時間外在校等時間45時間以下の教職員の割合が100%となることを目指す。
- 1年間における教職員の1箇月の時間外在校等時間を平均で30時間程度とすることを旨とする。
- 1年間の時間外在校等時間が360時間以下となることを目指す。

※その他、教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標についても、各自治体の実情に応じて設定する。

## 2 本県県立学校教職員の時間外在校等時間の状況（令和7年10月）

高等学校	45時間以下	45時間超～80時間以下	80時間超
校長	73.0%	27.0%	0%
副校長・教頭	52.6%	40.4%	7.0%
教諭等	53.7%	27.5%	18.8%
事務職員	92.8%	6.1%	1.1%
特別支援学校	45時間以下	45時間超～80時間以下	80時間超
校長	75.0%	25.0%	0%
副校長・教頭	22.2%	66.7%	11.1%
教諭等	87.4%	11.7%	0.8%
事務職員	86.3%	9.8%	3.9%

【データの出典】令和7年度宮崎県教職員の勤務状況調査（令和7年10月：県教育委員会実施）

依然、1箇月あたりの時間外在校等時間45時間を超える割合が多数

## 3 業務量管理・健康確保措置実施計画の内容

### I 計画の概要

1 計画の趣旨 2 期間

3 「宮崎県教職員の勤務状況調査」から見える現状等

### II 数値目標

【目標1～6】

### III 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

2 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

### IV 関連する取組、今後のフォローアップ等について

<資料1> 在校等時間の定義及び把握等について

<資料2> 各学校の取組について

<資料3> チェックシート

<文部科学省資料> 学校と教師の業務の3分類

<文部科学省資料> 教師の健康・福祉の確保に向けて

## 4 令和8年度以降について

- 「宮崎県の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の着実な実行及び進捗管理
- 保護者や地域の理解を得るための同計画の周知・広報
- 個々の教職員の勤務時間のモニタリング等による各学校への個別支援
- 毎年度、総合教育会議や定例教育委員会において同計画の取組状況や数値目標の達成状況等について報告
- 本計画を踏まえ各学校においては、学校運営基本方針に働き方改革推進に関する内容を含め、学校運営協議会で議論するなど、地域や保護者と連携しながら取組を推進する。

★全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教師が教師でなくてはできないことに集中できる環境の整備に資する。

# 宮崎県の県立学校教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画（案）



令和8年3月  
宮崎県教育委員会

## 目次

はじめに	p 1
I 計画の概要	p 2～3
1 計画の趣旨	
2 期間	
3 「宮崎県教職員の勤務状況調査」から見える現状等	
II 数値目標（令和8～12年度）	p 3～4
【目標1～6】	
III 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	p 5～11
1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】	
【教師以外が積極的に参画すべき業務】	
【学校以外が担うべき業務】	
2 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
IV 関連する取組、今後のフォローアップ等について	p 12

## 資料編

- <資料1> 在校等時間の定義及び把握等について
- <資料2> 各学校の取組について
- <資料3> チェックシート ※学校長用
- <文部科学省資料> 学校と教師の仕事の3分類
- <文部科学省資料> 教師の健康・福祉の確保に向けて

## はじめに

宮崎県教育委員会では、教育の質の向上を図っていくために教職員が児童生徒と真摯に向き合い、本来の教育活動に専念し、「やりがい」や「充実感」を感じながら、その能力を発揮できる「働きやすい環境づくり」の実現を目指して、平成31年3月に「学校における働き方改革推進プラン（令和3年3月改定）」、令和5年3月に「第二期 学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校、県及び市町村教育委員会が一体となって、学校における働き方改革に取り組んできました。

この間、学校は、コロナ禍における教育活動の見直しに加え「いじめ・不登校」など様々な教育的課題への対応を求められ、学校を取り巻く環境は、より複雑化・多様化している状況にあります。

また、GIGAスクール構想の進展や生成AIの活用等、学校現場の急激な変化が進み、教職員に求められる業務も質・量ともに変化している現状があります。

県立学校における時間外在校等時間の状況の推移を見ると、これまでの様々な取組により、全校種において減少傾向ではあるものの、依然として「月45時間」を超える教職員の割合が3割を超えており、心身への負担増加や教育活動の質の低下、教職の魅力低下が深刻な課題となっています。

そのような中、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、給特法という。）が一部改正され、服務監督権者である教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務づけられました。本計画は、この法改正を機に「学校と教師の業務の3分類」を改めて整理し、時間外在校等時間の確実な縮減を図るために策定したものです。

今後、新たな視点で教師が本来担うべき役割や業務を見直すとともに、教師の専門性を高めるための時間を確保できる環境整備や意識改革を進めていくことが不可欠です。

併せて、社会の変化に対応できる持続可能な学校の在り方を考えるきっかけとすることも期待されています。

教職員・学校・教育委員会が一体となり、家庭・地域・関係機関等と連携・協働し、「児童生徒のため」「教職員自身のため」「学校のため」になる働き方や職場環境等について共に考え、全ての教職員が「やりがい」と「充実感」をもって働ける学校づくりを推進していきましょう。

# I 計画の概要

## 1 計画の趣旨

本計画は、県立学校教職員一人一人の業務量の縮減や健康確保に向けた取組の推進等により、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を構築し、「学校における教育の質の向上」と「児童生徒の教育の充実」を図ることを目的として策定するものである。

なお、各学校においては、校長のリーダーシップの下、限られた時間の中で児童生徒等の資質能力を育む上での教育活動の優先事項を見定めるとともに、それを踏まえた校務分掌の構築や、地域との連携・協力の推進等を通じて業務量を適正に管理し、教職員が業務に費やす時間の縮減に向けた取組を推進することとする。

また、本計画については、令和7年6月に成立した給特法の一部改正を踏まえて策定するものであり、取組推進や数値目標の達成状況等を適宜検証し、必要に応じて改定を行う。

## 2 期間

令和8年度から12年度までの5年間

## 3 「宮崎県教職員の勤務状況調査」から見える現状等

### (1) 県立学校教職員の時間外在校等時間の状況等

※ 高等学校については、県立中学校及び中等教育学校の教職員を含む

1箇月あたりの時間外在校等時間 45時間超の割合		令和4年10月 実績値	令和7年10月 実績値
校長	高等学校	30.6%	27.0%
	特別支援学校	8.3%	25.0%
副校長・ 教頭	高等学校	54.3%	47.4%
	特別支援学校	83.3%	77.8%
教諭等	高等学校	47.3%	46.3%
	特別支援学校	15.3%	12.6%
事務職員	高等学校	6.7%	7.2%
	特別支援学校	16.7%	13.7%

令和4年度の結果を現況値として、令和5年度より「第二期 学校における働き方改革推進プラン」に取り組んできたが、依然、「1箇月の時間外在校等時間45時間超」の割合が多い状況にある。

特に高等学校においては、副校長・教頭、教諭等の約半数が、特別支援学校においては、副校長・教頭の約8割が「1箇月の時間外在校等時間45時間超」の状況である。

このことから、高等学校の副校長・教頭、教諭等、特別支援学校の副校長・教頭の時間外在校等時間の縮減について、特に注力する必要がある。

(2) 時間外在校等時間の多い職種等における時間外在校等時間の主な業務内容  
【高等学校】

職種等	令和7年度調査	回答率 ※上位3つ
副校長・教頭	①事務（学校経営）	17.9%
	②保護者等対応	14.3%
	③事務（調査・照会等）	10.7%
教諭等	①授業準備	31.0%
	②部活動・クラブ活動	22.7%
	③事務（校務分掌）	19.0%

副校長・教頭においては、「事務（学校経営）」「保護者等対応」「事務（調査・照会等）」が上位を占めたが、その他、「所属職員のサービス・労務管理」や「PTA活動」等についても一定数の回答があったことから、複合的な業務過多が要因であると思われる。

教諭等については、「授業準備」が最も多く、勤務時間中に時間を確保することが困難な状況にある。また、「部活動・クラブ活動」については、勤務時間外に練習時間等が設定されている現状が多くあり、部活動の指導後に「授業準備」に取りかかる職員も多い状況にある。

【特別支援学校】

職種等	令和7年度調査	回答率 ※上位3つ
副校長・教頭	①事務（その他全般）	23.5%
	①所属職員のサービス・労務管理	23.5%
	③所属職員への指導・助言	17.6%

副校長・教頭においては、「事務（その他全般）」と「所属職員のサービス・労務管理」が回答率の上位を占めた。その他、高等学校の副校長・教頭と比して、時間外在校等時間が多い要因として、警備員の未配置により校舎の施錠等を担当する機会が多いことも要因と思われる。

## II 数値目標（令和8～12年度）

【目標1】 1箇月あたりの時間外在校等時間45時間超の教職員割合0%

1箇月あたりの時間外在校等 時間45時間超の割合		令和7年度実績値 ※下記右欄は県立計	R8年度 目標値	R9年度 目標値	R10年度 目標値	R11年度 目標値
校長	高等学校	27.0%	26.5%	15%	10%	5%
	特別支援学校	25.0%				
副校長・ 教頭	高等学校	47.4%	54.7%	40%	25%	10%
	特別支援学校	77.8%				
教諭等	高等学校	46.3%	35.4%	25%	15%	5%
	特別支援学校	12.6%				
事務職員	高等学校	7.2%	8.6%	5%	0%	0%
	特別支援学校	13.7%				
県立学校全体		33.9%	25%	15%	5%	0%

※令和7年度実績値は、県教委が令和7年10月に実施した「令和7年度 教職員の勤務状況調査」より

**【目標2】 年次有給休暇取得日数、年平均20日以上**

年間の年次有給休暇平均取得日数	令和6年実績値	R8年 目標値	R10年 目標値	R12年 目標値
県立学校全体	13.2日	16日	18日	20日

**【目標3】 ストレスチェックにおける高ストレス者の割合8%以下**

ストレスチェックにおける 高ストレス者の割合(%)	令和7年度実績値	R8年度 目標値	R10年度 目標値	R12年度 目標値
県立学校全体	14.8%	12%	10%	8%

**【目標4】 ストレスチェックにおける総合健康リスク値95以下**

ストレスチェックにおける 総合健康リスク値	令和7年度実績値	R8年度 目標値	R10年度 目標値	R12年度 目標値
県立学校全体	96.6	96	95.5	95

※総合健康リスク値とはストレスチェックにおける「仕事の量・裁量度」及び「職場の支援」の結果から、算出された値であり、全国平均が100となる。健康リスクの数値が低いほど、その職場はストレスによる健康リスクが低い。

**【目標5】 「誇りややりがいを持って仕事を行うことができますか」という質問項目に、「できている」「ある程度できている」と回答した割合95%以上**

「できている」「ある程度できている」と回答した割合	令和7年度実績値	R8年度 目標値	R10年度 目標値	R12年度 目標値
県立学校全体	78.3%	85%	90%	95%

※令和7年度実績値は、「みやぎきの教育に関する調査」より

**【目標6】 「ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができますか」という質問項目に、「できている」「ある程度できている」と回答した割合80%以上**

「できている」「ある程度できている」と回答した割合	令和7年度実績値	R8年度 目標値	R10年度 目標値	R12年度 目標値
県立学校全体	53.0%	60%	70%	80%

※令和7年度実績値は、「みやぎきの教育に関する調査」より

### Ⅲ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

各学校においては、校長のリーダーシップの下、各学校の校種や設置学科等の実態に合わせ、教育委員会・地域・保護者等と密に連携を図りながら、以下に記載した取組を推進する。

また、教育委員会は、各施策の推進とともに、各学校における取組の推進状況や教職員の勤務時間のモニタリング等に努め、必要に応じて各学校を支援する。

※「具体的な取組及び目標等」における取組主体の略称

【全学校】全県立学校 【高校等】高等学校・中等教育学校(後期課程)

【県立中等】県立中学校・中等教育学校(前期課程) 【特支】特別支援学校

【県教委】県教育委員会

#### 1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### 【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

###### ○ 副校長・教頭の業務負担の軽減

全学校

###### 【具体的な取組及び目標等】

- ・ 校長のマネジメントの下、「文書受付や各種調査・照会事務」、「PTAや地域連携活動」、「学校の解錠・施錠」等、副校長・教頭の負担が大きい業務について、管理職間や事務長・事務職員及び、主幹教諭等との業務分担を推進する。

###### ○ 部活動に関するガイドラインの遵守

全学校

###### 【具体的な取組及び目標等】

- ・ 週2日以上以上の休養日が設定されている部活動の割合を、令和10年度までに80%、令和12年度までに100%とする。

###### ○ 教員一人あたりの授業・会議等時間数の適正化

高校等

###### 【具体的な取組及び目標等】

- ・ 教員の授業・会議等時間数の見直しを適切に進めることにより、教員一人あたりの授業・会議等時間数を、令和10年度までに週20時間以下、令和12年度までに週18時間以下に縮減する。

###### ○ 年間あたりの会議時間の縮減

高校等

###### 【具体的な取組及び目標等】※令和7年度比

- ・ 年間あたりの会議時間について、会議の廃止・統合、及び毎週開催から隔週開催への変更や50分を30分に短縮するなどの取組を進め、令和10年度までに30%以上、令和12年度までに50%以上縮減する。

○ 勤務時間外における教育課程外学習時間（課外）の縮減

高校等

【具体的な取組及び目標等】※令和7年度比

- ・ 勤務時間外の教育課程外学習時間（課外）を、令和10年度までに30%以上、令和12年度までに50%以上縮減する。

○ 部活動数の削減

高校等

【具体的な取組及び目標等】※令和7年度比

- ・ 運動部・文化部問わず部活動の再編等に向けた検討を進め、令和10年度までに方向性を決め、令和12年度までに部活動数を30%削減する。

○ 校務DXによる業務プロセスの見直し

全学校

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 宮崎県「校務DX2026～2027」の基本方針に基づき、校務のデジタル化・効率化を進め、教職員の業務負担軽減を図るため、校務DXにおける「宮崎県版12のやめることリスト」の取組を全ての県立学校で実施する。
- ・ 「家庭・学校間の業務のデジタル化」として、欠席連絡の受付や各種調査・アンケート、保護者との日程調整や連絡文書等の実施方法を見直し、電話連絡や紙での配布・回収をやめ、クラウドツール等を活用して、業務の削減・効率化を行う。
- ・ 「校内・情報管理のデジタル化」として、各種調査・アンケートや会議資料の配布、行事日程や施設利用の管理、教材保管等の方法について、紙での配布・回収・管理や手入力の重複をやめ、クラウドツール等を活用して、業務の削減・効率化を行う。

(参考) 宮崎県版12のやめることリスト

【家庭・学校間の業務のデジタル化】

- ① 電話等による児童生徒の欠席連絡等の受付
- ② 電話や書面による保護者との日程調整
- ③ 紙での保護者への調査・アンケート
- ④ 紙での各種調査票等の学校から保護者への配布・保護者から学校への回収
- ⑤ 学校から保護者へ発信するお便り等の紙での配布
- ⑥ 学校徴収金の現金徴収

【校内・情報管理のデジタル化】

- ⑦ 紙での教職員への調査・アンケート
- ⑧ 紙での児童生徒への調査・アンケート
- ⑨ 職員会議等資料の紙での共有
- ⑩ 紙での学校内外の行事日程や特別教室等に係る利用予約等の管理
- ⑪ 教職員が作成した教材等の各自での保存
- ⑫ 新入学児童生徒の名簿情報の校務支援システムへの不必要な手入力

- ・ 令和10年度末までに「やめることリスト」10項目以上、令和12年度までに12項目（100%）を達成する。

※「完全に実施」または「半分以上実施」と回答した学校の割合

○ 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の積極的な活用

県教委

全学校

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 令和7年度に全県立学校に導入した学校運営協議会において、好事例等を持ち寄り情報共有する研修会等を行うなど、理解促進を図る。
- ・ 各学校においては、学校運営が円滑に機能するよう、学校運営協議会の機能を活用し、保護者・地域による学校支援の推進を図る。

○ 生成AIを活用した校務の効率化

県教委

全学校

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 令和7年度指定の生成AI校務利用パイロット校の成果を、全ての県立学校に普及・展開し、校務の効率化を図る。
- ・ 生成AIによる授業教材・指導案作成、文書作成等の活用事例を整理・モデル化し、全ての県立学校で共有し、生成AIの活用に係る教職員対象の研修を実施(年4～5回を想定)する。
- ・ 令和10年度までに、教職員の半分以上が生成AIを校務で活用する割合を90%以上、令和12年度末までに100%とする。

○ デジタル採点・校務支援システムの導入及び活用の推進

県教委

全学校

【具体的な取組及び目標等】

- ・ フルクラウド型の次世代校務支援システムの導入にあたっては、出欠管理、成績管理、指導要録のデジタル化・一元化により、業務分担及び業務の負担軽減が一層図られるよう、令和8年度に初期構築(県立高校は現行システムからの移行、特別支援学校は新規導入に係る環境構築)を行い、令和9年度以降、各学校による運用を開始する。

○ 学校業務の負担軽減や生徒及び教職員の支援強化を目的とした  
就職支援エリアコーディネーター等外部・校内人材の配置

県教委

全学校

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 令和8年度から県キャリア教育支援センター(県教育研修センター内に設置)に未来創造支援コーディネーターを配置し、生徒の在り方・生き方を支えるキャリア教育の充実を図るとともに、校内外の関係者と連携して生徒の主体的な進路・生活設計を支援する。
- ・ 高等学校においては、就職支援エリアコーディネーターの効果的活用により、生徒・保護者・教職員が県内企業への理解を深める取組を推進する。
- ・ 特別支援学校及び高等特別支援学校においては自立支援推進員を配置し、障がいのある生徒の一般就労先の開拓や定着支援を積極的に行う。

○ 教職員研修の実施方法見直しによる負担軽減

県教委

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 教職員研修についてオンライン研修の最適化やオンデマンド研修の充実に取り組み、研修の質を確保しつつ、出張等に要する時間の削減など、研修受講の負担を軽減する。
- ・ 令和8年度中に、改めて、県教育委員会が行う全ての研修の実施方法を点検し、見直し可能なものは実施方法を変更する。令和9年度には、見直し・変更した新たな方法での研修を実施する。

○ 学校への調査・照会、学校に求める提出書類等の削減・効率化

県教委

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 令和8年度中に、県教育委員会が行う全ての学校への調査・照会について、その内容・頻度・方法等を点検・把握し、必要性等を踏まえながら着手可能なものから順次、削減・効率化を行う。併せて、学校への文書発出、学校に求める提出書類等の効率化に努める。
- ・ 令和9年度以降、調査・照会等の業務量が増加することがないよう総量管理を行い、DXの推進による実施方法等の効率化に努める。

○ 高校入試の改善やデジタル採点、WEB出願の導入等による高校入試業務の負担軽減

県教委

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 高校入試の改善について、入試業務全般における負担軽減の視点も踏まえながら改善を進める。
- ・ デジタル採点については、令和8年度の高校入試より導入し、各学校の採点時間の短縮とともにファイル提出などの業務を省略化し、負担軽減を図る。また、高校入試の分析においても効果的に活用する。
- ・ WEB出願については令和9年度入試からの導入を目指して進め、中学校教職員の出願書類作成時の指導等や、高校教職員の受付時の事務手続き等について、負担軽減を図る。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

○ 事務職員の学校経営業務等への参画

全学校

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 校長のマネジメントの下、「文書受付や各種調査・照会事務」、「PTAや地域連携活動」「学校の解錠・施錠」等、副校長・教頭の負担が大きい業務について、事務職員の参画を推進する。

- 部活動指導員の適正な配置の継続及び、高等学校における今後の部活動の在り方等についての検討

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 令和8年度に教育委員会内でワーキンググループをつくり、高校教育の魅力化と並行し、部活動そのものの在り方や各学校の部活動数等についての議論を進める。
- ・ 部活動指導員の増員及び大会の在り方等の見直しについて、関係機関と協議を進める。

- 県立学校を対象としたICT業務支援のヘルプデスク設置

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 県立学校を対象としたヘルプデスクを令和8年度に設置し、次の業務を委託することで各学校のICT担当教員の保守・管理業務を軽減する。
  - ①職員及び生徒用アカウントの管理に係る業務
  - ②学校への出張支援（各県立学校 年1回／計52回を予定）
  - ③その他、学校からの問い合わせ相談の対応
- ・ 令和8年度においては、「ヘルプデスクの設置により業務が軽減された」と感じるICT担当職員の割合が80%以上、令和10年度においては100%となることを目指す。

## 【学校以外が担うべき業務】

- 放課後から夜間などにおける校外の見回り対応

全学校

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、青少年育成連絡協議会等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 勤務時間外における校外の見回りについては、原則教職員が行わないこととし、保護者や関係機関等に対して、PTA総会や学校運営協議会などにおいて説明し、理解を得る。

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

特支・県立中等

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 通学路の見守り活動を教職員が担っている際は、学校運営協議会における熟議などを通して、保護者や地域ボランティア等による通学路の見守り活動を実施する。

- 保護者等からの過剰な要望や不当な要求等、学校での対応が困難な事案  
対応への支援

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 全県立学校の管理職等を対象に、学校経営上必要となる法的知識や困難な事案への対応力の向上を目的とした法律研修を実施する。  
(令和8年度は、学校種毎に年2回オンラインで実施する。)
- ・ 学校だけでは対応が困難な保護者等からの過剰な要望や不当な要求等、法律的な支援が必要な事案に対し、弁護士による助言等を行うなど、学校と保護者等とのトラブルに対する法的対応力の強化を図る。
- ・ 生徒や教職員、保護者を対象に、いじめやネットトラブルの未然防止等をテーマとした弁護士等による出前授業を実施する。  
(令和8年度は、年9回の実施を目標とする。)

## 2 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- リフレッシュディやリフレッシュウィークの設定

全学校

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 校長のマネジメントの下、各学校において、週1回以上のリフレッシュディ（定時退校日）を設定するとともに、学校独自の閉庁日やリフレッシュウィークを設定する。
- ・ 各年度に実施する「教職員の勤務状況調査」において、各学校の実施状況を集約するとともに、好事例等を各学校に共有する。

- フレックスタイムの活用等による教職員の柔軟な働き方の推進

全学校

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 校長のマネジメントの下、フレックスタイムの効果的な活用等による柔軟な働き方を推進する。
- ・ 各年度に県教委が実施する「教職員の勤務状況調査」において、フレックスタイムの活用状況を集約するとともに、好事例等を各学校に共有する。

※上記の「フレックスタイム」は、県教委が独自に実施している最大60分の時差出勤（早出・遅出）のことを指す。

- ストレスチェックの効果的な活用

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ ストレスチェックの受検率について95%以上を保持するとともに、実施後の集団分析の結果等を活用した職場環境の改善を推進する。
- ・ ストレスチェックの実施期間中、定期的に各学校の回答率を周知するとともに、回答を促進する。

○ 時間外在校等時間が長時間となっている教職員の健康障害を予防するための  
取組

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 長時間労働による健康リスクについて、全職員に周知し、長時間労働の抑制を図る。
- ・ 令和8年度は、時間外在校等時間が1箇月100時間、又は2から6箇月間の平均が80時間を超えた教職員に対し、長時間労働の現状及びそれによる健康リスクを通知する。また、当該職員に疲労蓄積及びうつ病等に関する自己診断を実施し、その結果、疲労度が高い及び、うつ病等の可能性があると判定された職員について保健指導員によるヒアリングを行い、医師による面接指導を勧奨する。
- ・ 令和9年度以降は、教職員の時間外在校等時間が減少するのに合わせ、前段の措置を行う基準について検討を行う。

○ 心身の健康問題についての相談窓口設置

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 教職員経験者又は臨床心理士による相談室を定期的開設し、教職員への周知を積極的に行い、利用しやすい環境づくりを行う。
- ・ 現在も実施している定期健康診断の結果に基づく保健指導員による保健指導について、令和8年度より、各学校を訪問し、希望者に直接指導を行うことで、より細やかな指導を実施する。また、定期健康診断結果の見方について、周知を行い、職員の健康に対する意識向上を図る。

○ 新規採用職員を主な対象とした相談支援の実施

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 教職員経験者によるアウトリーチ相談支援の体制を整備し、新規採用職員については、必ず年1回の相談支援を行い、希望又は必要性がある場合には、複数回実施する。（新規採用職員以外の教職員についても、希望者について、アウトリーチ相談支援を実施）

## **IV 関連する取組、今後のフォローアップ等について**

### **【計画の着実な実行及び進捗管理等】**

- 計画の着実な実行に向け、全県立学校教職員の在校等時間の状況をグループウェアで毎月把握するとともに、数値目標の達成状況や各取組の推進状況等を把握するなど、進捗管理を徹底する。

### **【計画の周知・広報等】**

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画を周知する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、知事部局の関係課等とも連携し、保護者やPTA組織、及び地域の各自治会等に対して本計画の周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

### **【各学校への支援等】**

- 各県立学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に対する聞き取りを行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対して、当該校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 管理職向けのマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

### **【関係機関等との連携及び結果の広報・報告等】**

- 知事部局や関係機関との連携により、各学校における児童生徒等の支援にあたる人材の確保に努める。
- 宮崎県高等学校PTA連合会や宮崎県特別支援学校PTA連絡協議会等とも連携し、学校と家庭・地域との役割分担等についての理解促進や取組の周知を図る。
- 毎年度、数値目標の達成状況や各取組の推進状況等について、県のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。

# 資 料 編

## 〈資料1〉 在校等時間の定義及び把握等について

### 1 在校等時間の定義について

#### (1) 在校等時間

「超勤4項目」に該当するものとして超過勤務を命じられた業務以外も含めて、学校教育活動に関する業務<sub>※1</sub>として教師が校内に在校している時間及び職務として行う研修<sub>※2</sub>や児童生徒等の引率<sub>※3</sub>などの校外での業務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたもの

学校教育活動に関する業務<sub>※1</sub>とは

児童生徒等の授業をはじめとした教育活動のほか、教務、児童生徒指導、授業のために必要な教材研究、教材教具管理、文書作成処理などの事務、外部関係者との連絡調整、学校教育の一環として行われる部活動等

職務として行う研修<sub>※2</sub>とは

初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修

(いわゆる職専免研修は、「職務として行う研修」には含まない。)

職務として行う児童生徒等の引率<sub>※3</sub>とは

校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会、コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務

(引率業務以外でも校外の業務として対象と考えられる業務として、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。)

#### (2) 時間外在校等時間の「上限時間」(原則)

- 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間  
(以下、「1箇月時間外在校等時間」という。) 45時間
- 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間  
(以下、「1年間時間外在校等時間」という。) 360時間

#### (3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

県教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、上記(2)の規定にかかわらず、教職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う

- 「1箇月時間外在校等時間」100時間以内
- 「1年間時間外在校等時間」720時間以内
- 1年のうち「1箇月時間外在校等時間」が45時間を超える月数6月
- 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の「1箇月時間外在校等時間」の1箇月当たりの平均時間80時間

## 2 在校等時間の把握等について

### (1) 方法

校務支援システムによる管理

### (2) 留意点

- 「在校している時間」とは、学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までを指す。
- 修学旅行や校外学習等に関する引率業務については、行程表や出張復命書等をもって外形的に業務時間を把握する。
- 部活動に関する引率業務については、特殊勤務手当（部活動手当）の申請書や活動記録等をもって外形的に把握する。
- いわゆる「持ち帰り」の時間については、「在校等時間」には含まない。ただし、自宅等で行う業務であっても、在宅勤務等によるものについては、「在校等時間」に含むものとする。

### (3) 注意事項 ※文科省通知より一部抜粋

- 実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することはあってはならない。
- 時間外在校等時間の上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成するために、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならない。

# 〈資料2〉各学校の取組について



## 本県の「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づく学校の取組について

### 1 はじめに

各学校においては、校長のリーダーシップの下、「教育の質の向上及び生徒の教育の充実」を念頭に、生徒の資質・能力を育む上で、限られた時間の中での教育活動の優先事項を見定め、かつ、そのことを踏まえた校務分掌の構築や地域・保護者との連携・協力の推進等を通じて、業務量を適正に管理し、教職員が業務に費やす時間の縮減に向けた取組を推進する。

出典：公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&Aの更新について【令和7年11月28日 文部科学省】

### 2 各学校の取組

#### 1 自校の実態から取り組むべき課題を浮き彫りに!

- ・「業務量管理・健康確保措置推進計画に係るチェックシート」(学校長用) ※<資料3>チェックシート参照
- ・「宮崎県教職員の勤務状況調査」から見える現状等 ※計画p2~3参照



優先事項	取組内容	現状(課題)
例) 1	例) 1月あたりの時間外在校等時間45時間を超える教職員の割合	例) 1月あたりの時間外在校等時間45時間を超える教諭等の割合が〇%と県の実績値に比して高い状況にあり課題である。
	優先事項の項目数は、各校の実情に応じて異なります。	課題の明確化が大切です!

#### 2 自校の「強み・特色」を生かせる課題解決の取組を!

優先事項	取組内容	目標・達成状況・方法等 (何を、どの水準で、いつまでに、どのような方法で)
例) 1	例) 1月あたり~以下略~	例) 1月あたりの時間外在校等時間45時間を超える教諭等の割合について、~以下略~

※ 例えば、「部活動強化指定校」においては、自校の「強み・特色」を生かすためにも、部活動以外の業務において、時間外在校等時間の業務量を見直す必要がある。

各学校の校種や設置学科等の実態に合わせて、「業務の3分類」を踏まえた業務を見直します。

Ⅲ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 ※計画p5~11参照

#### 3 取組の円滑な実施に向けた年度末から年度初めの諸準備を!

時期	チェック	検討内容	時期	チェック	検討内容
年度末	✓	次年度取り組むべき課題の優先順位を明らかにできている。	年度初め	✓	学校運営の「基本方針」に、働き方改革に関する視点を含めている。
2月	✓	年度内において、自校の取り組むべき課題が、職員と共有できている。	4月	✓	年度初めにおいて、自校の取り組むべき課題が、職員と共有できている。
3月	✓	学校の次年度重点目標・経営方針に、働き方改革に関する視点が含まれている。	5月	✓	学校運営協議会等での働き方改革に関する協議の提案の準備ができている。

取組内容の継続及び  
確実な引継を!

### 3 留意事項

出典：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について【令和7年9月26日 文部科学省】

- ・ 校長等の管理職は、職員の健康を守る「安全配慮義務」があります。
- ・ 職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における「業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備」を行い、健康管理に取り組む必要があります。
- ・ 特に、長時間となっている職員については、「現状の把握と具体的な手立てを最優先で講じる」ことが重要です。

～ 働き方改革を通じ、学校の魅力発信に係る取組を共に推進してまいります! ~



# 本県の「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づく学校の取組について

## 1. はじめに

本校においては、

## 2. 本校が取り組むべき課題

優先事項	取組項目	現状（課題）



## 3. 課題解決の取組の方向性

優先事項	取組項目	目標・達成状況・方法等 (何を、どの水準で、いつまでに、どのような方法で)



# 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進



まず取り組めること。  
取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

## 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

# 教師の健康・福祉の確保に向けて

今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

- ✓ 学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による教育職員の**時間外在校等時間の縮減**
- ✓ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、**改善のために業務が際限なく積みあがらないようにすること**
- ✓ 学校運営の「**基本的な方針**」に働き方改革推進に関する内容を含めることでコミュニティ・スクールなどを活用しつつ、**地域や保護者と連携しながら取組を推進**



といった取組を進めていきましょう！

## ✓ 取組モデル1 日課表の見直し

## ✓ 取組モデル2 地域・保護者への見える化

校長先生 **朝活動・昼休み・清掃を短縮したり、清掃を朝活動の時間に行う**などの見直しを行いました。その際、**保護者へしっかりと意図を説明**しました。

校長先生 **学校だより**に勤務状況を掲載しました。時間外在校等時間の多い月には、その**要因となった業務**(学校行事とテストの作成・採点が重なったことなど)についても掲載し、**背景を知ってもらう**ようにしています。

先生 清掃を毎日行わなくても、さほど問題が生じないことがわかりました。また、子供の下校時刻が早くなり、**放課後の業務にゆとり**ができました。

保護者 先生方がかなり忙しい生活を送っていることがわかりました。**協力できることがあれば言ってください。**

保護者 朝読書がなくなることへの**不安**や、校内が汚くなるのではないかと**懸念**もありましたが、**丁寧に説明してもらえたことで安心**できました。

先生 自分と他の教師の時間外在校等時間を比較することができ、**自身の働き方を見直すきっかけ**になりました。



校長等の管理職は、教師の健康を守る「**安全配慮義務**」があります

### 安全配慮義務に関する裁判例



教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における**業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備**を行い、健康管理に取り組む必要があります。その際、時間外在校等時間が特に長時間となっている教師については、**現状の把握と、具体的な手立てを最優先で講じる**ことが重要です

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、**業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負う**と解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)



国や教育委員会では、**教職員定数の改善**や**支援スタッフの充実**などの環境整備を進めてきています。

学校においても、**教師の健康・福祉を確保**するとともに、**教師が教師でなくてはできないことに集中**することができる**チーム学校の実現**に取り組んでいきましょう



文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」



「宮崎県の県立学校教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画」

令和8年3月策定・発行

---

(事務局) 宮崎県 教育庁 教職員課  
〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号  
TEL:0985-26-7241